

**「地方自治体における情報システム（児童扶養手当）の標準化に関する調査研究」
ベンダー分科会（第一回）事務局提出資料**

目次

| | |
|-------------------|----|
| 1. 第3回有識者検討会の振り返り | 3 |
| <hr/> | |
| 2. 改版に向けた個別協議事項 | 6 |
| <hr/> | |
| 3. 今後のスケジュール | 21 |
| <hr/> | |

- 1 . 第3回有識者検討会の振り返り**
- 2 . 改版に向けた個別協議事項
- 3 . 今後のスケジュール

第3回有識者検討会の振り返り

第3回有識者検討会では、今年度下期の検討体制を確認した後、標準仕様書（1.0版）の策定経緯を振り返るとともに、標準仕様書改版に向けた検討方針やスケジュールを確認しました。

第3回有識者検討会（10月19日）議事次第と主たる討議事項

① 有識者検討会等の運営について

- ✓ 標準化事業全体の背景・目的とスケジュール
- ✓ 今年度9月以降、標準仕様書改版に向けた検討体制（構成員、会議体）等

② 標準仕様書（1.0版）策定経緯の振り返り

- ✓ 検討経緯（令和3年度、令和4年度上半期）
- ✓ 標準仕様書（改版）に向けた申し送り事項

③ 標準仕様書（改版）に向けた取組方針

- ✓ 改版に向けた対応事項及び検討テーマの整理
- ✓ 検討テーマの難易度・緊急度定義と標準仕様書（改版）に向けた検討範囲

④ 今後のスケジュール

—

改版に向けた論点（案）

各検討テーマ区分に対応する取組事項を精査し、検討会及び分科会にて取り上げる具体的な検討論点を洗い出しました。

| 検討テーマ区分 | | 討議事項（案） | 種類 | （参考）取組事項との対応* |
|---------|---------------------|---------------------------------|----|----------------------|
| ① | 新規機能・帳票の追加 | 1 ■ 意見照会にていただいた要望の取り込み基準の考え方 | 共通 | #2,10,12 |
| | | 2 ■ 1.0版では標準化対象外とした帳票の標準化方針 | 帳票 | #4 |
| ② | 新規業務（および機能・帳票）の追加 | 3 ■ 標準化対象業務（スコープ）の範囲の考え方 | 共通 | #11,#13 |
| ③ | 法令・制度改正予定の標準仕様書への反映 | 4 （予定ありの場合、議題として追加予定） | - | - |
| ④ | 法令制度見直しの要望への対応 | 5 ■ 法令で未定義のため、実運用との差異がある業務の取り扱い | 業務 | #15 |
| | | 6 ■ 新規帳票追加のための、法令制度見直し基準の考え方 | 帳票 | #16 |
| | | 7 ■ 手続きオンライン化の範囲の考え方 | 業務 | #9,25 |
| ⑤ | オンライン連携への対応 | 8 ■ オンライン連携への対応 自治体間 | 機能 | #3 |
| | | 9 ■ オンライン連携への対応 都道府県・町村間 | 機能 | #5 |
| ⑥ | 横並び調整方針への対応 | - ※論点なし（調整方針に沿って標準仕様書を更新） | - | #6,19,20,21,22,23,24 |
| ⑦ | 共通事項の整備への対応 | - ※論点なし（平仄を合わせる形で標準仕様書を更新） | - | #26,27,28,29,30 |

*参考1：改版に向けた取組事項一覧.xlsxを参照 *#1,14,17,18は討議対象外としたため欠番

- 1 . 第3回有識者検討会の振り返り
- 2 . **改版に向けた個別協議事項**
- 3 . 今後のスケジュール

第1回自治体/ベンダー分科会の討議事項

第1回自治体/ベンダ分科会では、標準仕様書に共通する事項、及びツリー図/標準業務フローに係る事項について討議いたします。

【第1回自治体/ベンダー分科会】

共通

討議事項2件

- 個別協議事項1：
意見照会にていただいた要望の取り込み基準
- 個別協議事項2：
標準化対象業務範囲（スコープ）の考え方

ツリー図/標準業務フロー

討議事項2件

- 個別協議事項3：
手続きオンライン化の範囲の考え方
- 個別協議事項4：
法令未定義のため実運用に差異がある業務（統計・報告）
※ 討議はベンダー分科会のみ（討議結果は自治体分科会にて報告）

【第2回自治体/ベンダー分科会】

機能・帳票要件一覧

討議事項2件 +a（第1回分科会に基づく討議事項）

- 論点①：オンライン連携への対応 自治体間（No.8）
- 論点③：オンライン連携への対応 都道府県・町村間（No.9）

帳票詳細要件/帳票レイアウト

討議事項 2件 +a（第1回分科会に基づく討議事項）

- 論点①：1.0版では対象外とした帳票の標準化方針（No.2）
- 論点②：新規帳票追加のための法令・制度見直し基準（No.6）

共通

個別協議事項 1

対象業務

業務共通

対象要件

共通

意見照会にていただいた要望の取り込み基準の考え方について、ご議論をお願いいたします。

取組事項

- 帳票出力対象制御：認定請求日に応じて「児童扶養手当所得状況届」の出力を制御する機能が実装オプションとして必要である
- 自動計算：「非課税公的年金等所得」を所得情報に追加し、非課税公的年金等所得と給与所得がある場合の租税特別措置法による所得金額調整控除等を自動で計算する機能の追加が必要である
- 自動計算：所得額の算定も必要な項目（控除額等）を入力したら自動で算出されるようにしていただきたい
- 自動計算：事務の効率化のため「証書番号の自動付番」機能を追加したい

論点

意見照会にていただいた要望については、「類似要件が現状の標準仕様書にて規定されているか否か」により取り込み可否を判断するものとしてよろしいでしょうか

標準仕様書（1.0版）の現状

- **要件化されているもの**
 - 帳票出力対象制御：
事務ステータス、受給者区分、行政地域区分、期間、任意の条件による制御
 - 自動計算：
年齢、年月日、付番、金額（手当月額、限度額、未払い額・過払額）の自動計算
- **要件化されていないもの**
 - 自動計算
金額（所得額）の自動計算
※1.0版策定時に一度議論した経緯があり
（所得金額は計算済の数値を取り込むことを前提とする）

対応案

類似する要件が現状の標準仕様書にて規定されているか否かにより、**取り込み可否を判断**

- ① 取り込み対象（＝既存の仕様書に類似要件あり）
 - 認定請求日に応じて「児童扶養手当所得状況届」の出力を制御する機能（実装オプション）
 - 証書番号の自動付番機能（実装オプション）
- ② 取り込み対象外（＝既存の仕様書に類似要件なし）
 - 非課税公的年金等所得と給与所得がある場合の租税特別措置法による所得金額調整控除等を自動で計算する機能（所得情報として、「非課税公的年金等所得」を追加）

意見照会にていただいた要望の種別ごとに、取り込み対象/対象外について詳細を次頁にて整理

自治体分科会（11/10） ✓取り込み対象は事務局案のとおりとする。 ✓取り込み対象外（所得額等自動計算）はシステム化のハードル等を踏まえ判断

個別協議事項 1

対象業務

業務共通

対象要件

共通

参考：帳票出力対象制御に係る既存要件とご意見の紐づけ

| 要件分類 | 帳票出力対象制御に係る要件（一例） | その他類似要件のNo | ご意見と対応方針 |
|-------------|---|--|--|
| 事務 ステータス | 161 請求内容を認定した場合、「児童扶養手当認定通知書」、「児童扶養手当受給資格者台帳」を出力できること | 59,162,186,187,209, 221,249,250,268,287 | <p>【ご意見内容】 ・認定請求日に応じて「児童扶養手当所得状況届」の出力を制御する機能が実装オプションとして必要である</p> <p>【対応方針】 取り込む（実装オプション）</p> <p>【理由】 ・類似する要件が現状の標準仕様書にて要件化されているため ・他業務領域において、類似要件が規定されているため -障害者福祉領域（要件No.1.6.25.）： 帳票の一括出力時、日付指定してそれ以前に出力されたものを出力対象外とするようにできること（実装オプション）</p> |
| | 285 未提出者に対し「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」を出力できること | 136,137,164,267 | |
| 受給者 区分 | 135 全部支給停止の受給資格者には「児童扶養手当証書」を出力しないこと | 165,236,237,238 | |
| | 329 有期認定を受けている受給資格者に対して、「障害認定診断書提出案内」、「在留期間延長手続案内」、「在留期間延長手続きのお知らせ」を出力できること | - | |
| | 335 手当額改定者に送付する「児童扶養手当額変更のお知らせ」を出力できること | - | |
| 行政地域 区分 | 145 各業務で使用する帳票については、市と管理区単位に出力できること | - | |
| 期間 | 135 「児童扶養手当証書」を出力できること 【管理項目】証書交付年月日、証書返付年月日、出力日 | 59,136,137,138,140, 141,164,201,238,259, 267,329 | |
| 任意の 条件 | 126 任意の条件で帳票出力対象候補となる受給資格者を抽出し、抽出した一覧結果にて帳票の出力有無を選択できること | 116 | |

個別協議事項 1

対象業務

業務共通

対象要件

共通

参考：自動計算に係る既存要件とご意見の紐づけ

| 要件分類 | 帳票出力対象制御に係る要件（一例） | その他類似要件のNo | ご意見と対応方針 |
|----------|--|---|--|
| 年齢 | 105 受給資格者の生年月日と、システム日付から計算した年齢を自動表示できること | - | <p>【ご意見内容】 ・事務の効率化のため「証書番号の自動付番」機能を追加したい</p> <p>【対応方針】 取り込む（実装オプション）</p> <p>【理由】 ・類似する要件が現状の標準仕様書にて要件化されているため ・他業務領域において、類似要件が規定されているため -介護保険領域（要件No.2.1.8.）： 被保険者番号の自動付番（実装必須） -健康管理（要件No.6.1.3.）： 母子手帳番号の自動付番（実装オプション）</p> |
| 年月日 | 156 対象児童の支給事由発生日、当初支給開始日、生年月日から、受給資格者の五年等満了年月を自動で算出できること | 156,174,182,191,228,254 | |
| 付番 | 120 文書番号は文書番号記号ごとの年度ごとに自動付番できること | - | |
| 手当月額 | 240 受給（資格）者区分、所得情報、年金情報等から支給区分の判定、支給手当月額の再算出ができること | 156,174,175,182,191,231,240,254,264,282,305,322 | |
| 限度額 | 157 受給資格者世帯に扶養義務者候補を複数登録した場合、『民法第877条第1項に規定する扶養義務者』を扶養人数等から計算した限度額と比較し、自動設定できること | 157,232 | |
| 未支払額・過払額 | 303 過払金を自動で算出できること | 198,206,214,231,303 | <p>【ご意見内容】 ・「非課税公的年金等所得」を所得情報に追加し、非課税公的年金等所得と給与所得がある場合の租税特別措置法による所得金額調整控除等を自動で計算する機能の追加が必要である ・所得額の算定も必要な項目（控除額等）を入力したら自動で算出されるようにしていただきたい</p> <p>【対応方針】 取り込まない</p> <p>【理由】 ・類似する要件が現状の標準仕様書にて規定されていないため ※1.0版策定時に一度議論した経緯があり（所得金額は計算済の数値を取り込むことを前提とする）</p> |
| 所得額 | - | - | |

個別協議事項 2

対象業務

業務共通

対象要件

共通

標準化対象業務の範囲の考え方について、ご議論をお願いいたします

取組事項

【相談及び情報提供等に係る機能】

- 申請相談時に、申請者の所得情報と連携し、手当の支給対象になるかの判定（支給判定）ができるようにしてほしい。

【給付金支給に係る機能】

- 近年ではコロナ禍以前の未婚の児童扶養手当受給者に対する給付金から始まり、毎年児童扶養手当受給者向けに給付金を支給しているが、システム標準化後はそのような給付金があった場合に機動的にシステム改修を行い、給付金の支給を行うことが難しいと思われる。国として給付金を行う場合に使用できる機能を事前に考案し、児童扶養手当システムの一部として搭載することを検討してほしい。
- 児童扶養手当の支給データを活用した給付金の実施に対応するため、以下の機能の追加を検討していただきたい。
 - ✓ 任意の支給月に係る支給対象者データの給付金対象者としての抽出、登録、管理機能
 - ✓ 給付金のみのお要申請対象者の支給者情報登録、管理機能
 - ✓ 任意の支給額の設定機能

論点

法令通知等で規定されていない業務は児童扶養手当業務の対象外として考え、当該業務に係る新規業務及び新規機能の追加は行わないこととしてよろしいでしょうか
※児童扶養手当業務の一環として考えられる業務は、定義済みの要件で代替可能か精査のうえ、標準仕様書に取り込むことを検討

標準仕様書（1.0版）の現状

【相談及び情報提供等に係る機能】

- 標準仕様書（1.0版）では、未定義
- 児童扶養手当法上、新規認定請求後の相談業務等は規定されている（法第28条の2）ものの、請求前の相談業務等は規定されていない

【給付金支給に係る機能】

- 標準仕様書（1.0版）では、未定義
- 法令通知等において、給付金支給業務は、児童扶養手当業務としては定義されていない

対応案

【相談及び情報提供に係る機能】

- 申請相談時（新規認定請求前）における相談及び情報提供業務は児童扶養手当業務の対象外と考えられるため、**当機能は追加しない**

【給付金支給に係る機能】

- 児童扶養手当業務の対象外であることから、**当機能は追加しない**
※給付を行うにあたり必要となる児童扶養手当受給者データの抽出については、既に定義済のEUC機能を利用 ※次頁にて詳細

自治体分科会（11/10） ✓「相談及び情報提供に係る機能」は事務局案のとおりとする。 ✓「給付金支給に係る機能」は検討を継続

個別協議事項 2

対象業務

業務共通

対象要件

共通

下記機能を利用し、任意の支給月に係る支給対象者データを抽出することにより、業務上の要件は満たせるかご確認ください。

参考：任意の支給月に係る支給対象者データの抽出（標準仕様書（1.0版）機能要件より抜粋）

| 通番 | レベル 1 | レベル 2 | 標準仕様書 |
|-----|---------|-------|---|
| 288 | 15.手当支払 | 支払額登録 | <p>児童扶養手当の手当支払について、以下の情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座情報（支払金融機関名称、金融機関コード、本支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人（カナ）） ・支払情報（振込金額、振込依頼日、振込予定日、支払期） <p>※1 支払権の消滅時効（2年）を過ぎた支払情報は登録できないこと</p> <p>※2 口座情報については「公的給付支給等口座」の口座情報の取込み、手当の口座情報を最新化できること。</p> |
| 289 | | | 支払結果に応じた対象者に関する情報を一覧で確認できること |
| 290 | | | <p>指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること（EUC機能が利用できること）</p> <p>※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと</p> <p>※2 表示項目は、手当支払事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること</p> <p>※3 一覧の抽出条件や一覧の変更等の履歴を表示できること</p> <p>※4 ※3の履歴は、最新履歴、全履歴等任意の履歴を表示できること</p> |
| 296 | 15.手当支払 | 支払処理 | <p>支払結果に係る以下の情報を登録、修正、削除、照会できること</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付実績情報（支払結果（支払済、振込不能）、支払年月日、振込不能事由、再振込依頼日、再振込予定日） <p>※1 支払結果の登録後に情報の修正、削除を行う場合、児童扶養手当共通「データ管理機能」に記載の職権修正・削除機能の要件を満たすこと</p> <p><福祉事務所非設置の町村の場合> 当機能要件は対象外</p> |
| 297 | | | 支払結果に応じた対象者に関する情報を一覧で確認できること |
| 298 | | | <p>指定した条件で一覧を抽出し、一覧を確認、加工できること（EUC機能が利用できること）</p> <p>※1 児童扶養手当共通に記載のEUC機能を満たすこと</p> <p>※2 表示項目は、手当支払事務の全ての管理項目を対象とし、任意に指定できること</p> <p>※3 一覧の抽出条件や一覧の変更等の履歴を表示できること</p> <p>※4 ※3の履歴は、最新履歴、全履歴等任意の履歴を表示できること</p> |

個別協議事項 2

対象業務

業務共通

対象要件

共通

参考：児童扶養手当業務の対象外と考えられる給付金の例

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

- 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

(1) 支給対象者

- ① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）
- ② ①以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯（その他低所得の子育て世帯）
※②の対象となる児童の範囲は①と同じ
（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））

(3) 実施主体

低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）
及び福祉事務所設置町村
その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）

(5) 予算額

2,043億円（事業費1,889億円、事務費154億円）
※令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

(6) スケジュール

- ① 低所得のひとり親世帯：令和4年4月分の児童扶養手当受給者について、可能な限り6月までに支給（申請不要）
※ 直近で収入が減少した世帯等についても、可能な限り速やかに支給（要申請）
- ② その他低所得の子育て世帯：令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者について、課税情報が判明したのち、可能な限り速やかに支給（申請不要）
※上記以外の者のうち、対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（例：高校生のみ養育世帯）や直近で収入が減少した世帯等についても、可能な限り速やかに支給（要申請）

(2) 給付額

児童一人当たり一律5万円

(4) 費用

全額国庫負担（10/10）
※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担

出典：厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18013.html

個別協議事項 2

対象業務

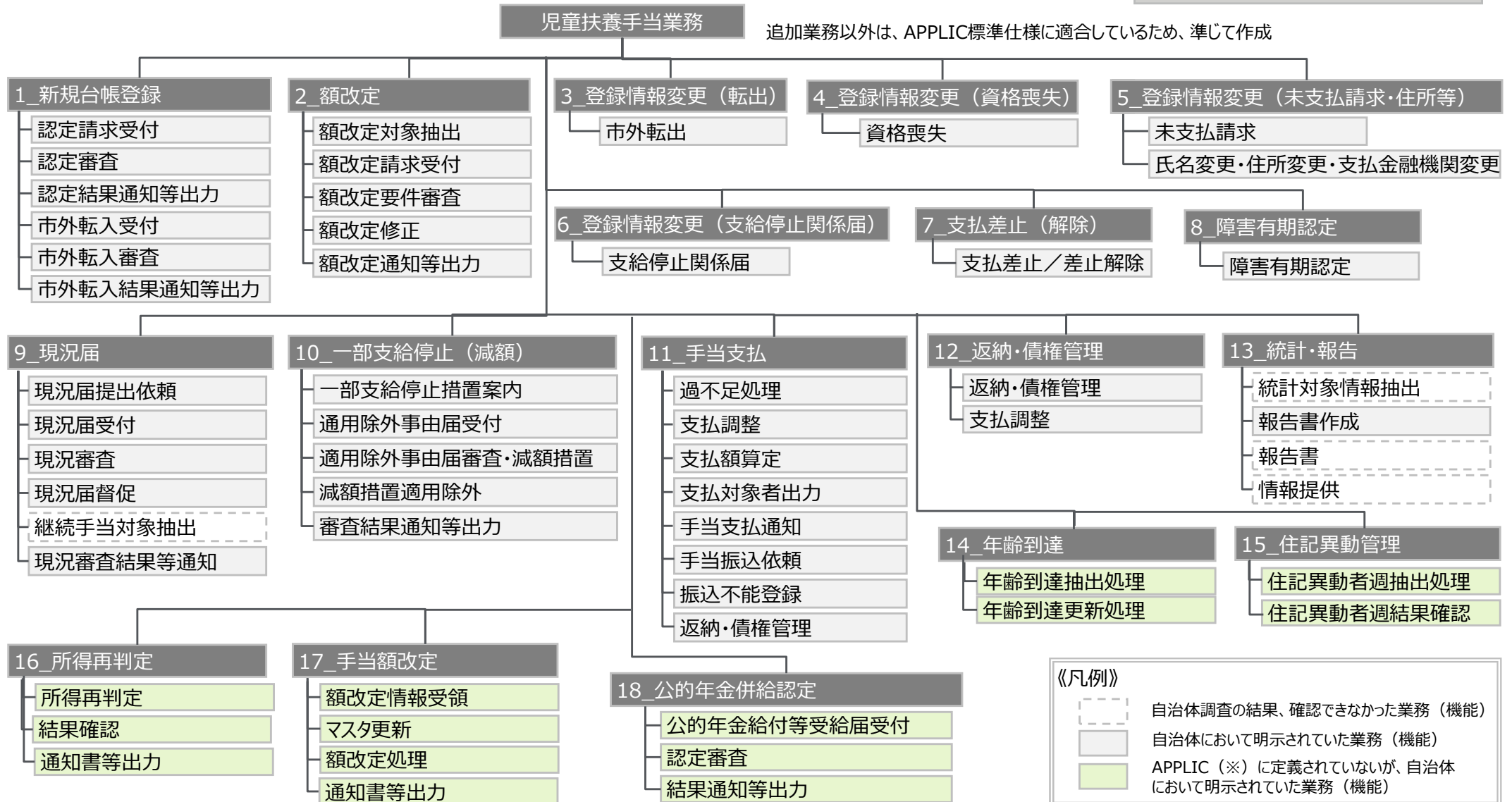
業務共通

対象要件

共通

参考：児童扶養手当業務全体像（児童扶養手当標準化範囲の検討経緯）

令和2年度事業資料より再掲



ツリー図／標準業務フロー

個別協議事項 3

対象業務 業務共通

対象要件

ツリー図／標準業務フロー

手続きオンライン化の範囲の考え方について、ご議論をお願いいたします

取組事項

- （令和3年度申し送り事項より）現時点での標準仕様書（案）では、調書・申立書に記載の項目を管理項目として全て標準仕様書上で定めないとのことだが、今後オンライン申請が導入された場合等には、標準仕様書上の業務及び機能要件が変わる可能性があるため留意してほしい
- （標準仕様書間の横並び調整方針より）マイナポータルびったりサービスの利用に関する機能については、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、すべての基幹業務システムの標準仕様書において、実装必須機能として定義すること（一部抜粋）

論点

将来的には住民から申請・提出を受ける全手続きのオンライン化について標準化を進めることとしたうえで、改版に向けては、重点計画記載手続きに係る業務及び機能を標準化することでよろしいでしょうか。

標準仕様書（1.0版）の現状

- オンライン申請に係る業務及び機能要件は未定義
- 手続きオンライン化の対象範囲は、以下のとおり
 - 「現況届の事前送信」：「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続き（重点計画記載手続き）」として、マイナポータルびったりサービスを利用したオンライン申請の実装が必須（「標準仕様書間の横並び調整方針」に定義済）
 - 上記（重点計画記載手続き）以外：マイナポータルびったりサービスを利用した手続きオンライン化対象業務として定義は可能

対応案

- 行政手続の原則オンライン化方針を踏まえて、将来的には全てオンライン化を進めていく必要があるが、**改版に向けては、以下の手続きオンライン化に係る業務及び機能を標準化する。**
 - 重点計画記載手続き
 - ✓ 「13.現況届-現況届受付」（「現況届の事前送信」）

参考：地方自治体の基幹業務システムの共通機能の標準仕様書及び標準仕様書間の横並び調整方針について
(2022年7月 デジタル庁)

標準仕様書間の横並び調整方針

| 事項 | 主な規定事項 |
|---|--|
| <p>3. マイナポータル びったりサービスに関する こと</p> | <p>○ マイナポータルびったりサービスの利用に関する機能については、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、すべての基幹業務システムの標準仕様書において、実装必須機能として、次のとおり規定し、業務フローも当該規定に合わせ修正する。</p> <p>(1)「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）」別冊「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」「V地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」に記載されている手続（以下「重点計画記載手続」という。以下同じ。）を行う基幹業務システムの場合</p> <p>オンライン申請の申請データを、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。 取得した申請データについて、申請処理できること。 当該申請データに係る申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を管理し、申請処理状況やお知らせをマイナポータルびったりサービス等に送信するために、申請管理機能に申請データをキーとして提供できること。</p> <p>【対象事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・○○ ※重点計画記載手続 ・△△ ※重点計画記載手続以外の手続を追加することが可能 <p>(2)(1)以外の基幹システム（国民年金システムを除く。）の場合</p> <p>オンライン申請の申請データを、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。 取得した申請データについて、申請処理できること。 当該申請データに係る申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を管理し、申請処理状況やお知らせをマイナポータルびったりサービス等に送信するために、申請管理機能に申請データをキーとして提供できること。</p> <p>【対象事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・△△ ※重点計画記載手続がなくても記載可能 |

個別協議事項 4

対象業務

業務共通

対象要件

ツリー図／標準業務フロー

「法令と実運用との間の差異を解消するよう実態に合わせた法令の改正を希望する」旨のご意見については、子ども家庭局による法令の解釈や業務の所管等を踏まえ、標準仕様書としての対応有無を精査し、必要な対応を検討します

取組事項

・【統計・報告に係る業務】

現状は、各自治体やシステムの見解、システム仕様上の都合などにより、各システムの集計仕様が決まっており、集計方法が統一されておらず、「受付件数」の集計対象等、対象が不明瞭な要素もある。上記観点から、今回の標準化に際しては、国として福祉行政報告例の記入要領等で、実運用に即した仕様を詳細に定める必要があると考える

論点

法令通知等で規定されていない業務は児童扶養手当業務の対象外として考え、当該業務に係る集計・報告方法の定義は行わないこととしてよろしいでしょうか

※統計・報告に関する制度の根幹に係る部分についての対応は行わない前提で、標準仕様書上はどの程度の粒度で記載すべきか

標準仕様書（1.0版）の現状

- 「17.統計・報告／月次報告書作成」として、以下の機能を定義

| | |
|-----|---|
| 310 | 厚生労働省に報告する児童扶養手当事業状況報告の集計ができること（月報データ） <集計対象情報> 月報 福祉行政報告例第61表 |
|-----|---|

- 統計・報告に係る業務における要望の取り扱いに関する基本的な考え方を児童扶養手当所管部局（子ども家庭局）に確認
 - 福祉行政報告例の集計・報告方法（紙orデータ）は、**当該統計を所管する厚生労働省の統計を担当する部局において判断されるもの**と考える

改版に向けた対応案

- 本件業務（福祉行政報告例）は所管が異なるため、集計や報告方法等制度の根幹にかかわる部分に対する要望については、**対応しない**
- そのうえで、システムへの実装方法という視点から、「地方自治体において利用されているシステムの集計仕様を踏まえつつ、福祉行政報告例の記入要領に沿った**集計機能を実装**する必要があるか」を事業者を確認した上で、当該内容に従い、**標準仕様書にて表現すべき粒度感で要件を追記**する

個別協議事項 4

対象業務

業務共通

対象要件

ツリー図／標準業務フロー

参考：標準仕様書（1.0版）の「17.統計・報告」における集計対象

・黒字 : (類型1) 実装必須
 ・青字 : (類型2) 実装オプション

| 通番 | レベル1 | レベル2 | 標準仕様書 |
|-----|----------|---------|---|
| 310 | 17.統計・報告 | 月次報告書作成 | 厚生労働省に報告する児童扶養手当事業状況報告の集計ができること（月報データ） <集計対象情報> 月報 福祉行政報告例第61表 <福祉事務所非設置の町村の場合> 当機能要件は対象外 |
| 311 | | 年次報告書作成 | 厚生労働省に報告する児童扶養手当事業状況報告の集計ができること（年報データ） <集計対象情報> 年報 執行状況調べ 年報 様式第2号 児童扶養手当給付費国庫負担金の交付申請について 年報 様式第2号-付表1 児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額調書 年報 様式第2号-付表2 所要額算定基礎 年報 様式第3号 児童扶養手当給付費国庫負担金の交付申請について 年報 様式第3号-付表1 児童扶養手当給付費都道府県分国庫負担金所要額調書 年報 様式第3号-付表2 所要額算定基礎 年報 様式第3号-付表3 児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額市等別内訳書 年報 様式第4号 給付費国庫負担金の変更交付申請について 年報 様式第4号-付表1 給付費市等分国庫負担金所要額調書 年報 様式第4号-付表2 所要額算定基礎 年報 様式第5号 児童扶養手当給付費国庫負担金の変更交付申請について 年報 様式第5号-付表1 児童扶養手当給付費都道府県分国庫負担金所要額調書 年報 様式第5号-付表2 所要額算定基礎 年報 様式第5号-付表3 児童扶養手当給付費市等分国庫負担金所要額市等別内訳書 |

- 1 . 第3回有識者検討会の振り返り
- 2 . 改版に向けた個別協議事項
- 3 . **今後のスケジュール**

直近のスケジュール（10月～12月）

2022年中は、2回の自治体／ベンダー分科会での議論を経て標準仕様書（改版）案を作成し、2023年1月に予定している意見照会に向けて準備を進めます。

